

大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等における災害対策の実施に当たり、甲及び乙の相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時等の相互協力は、次に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議の上、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の防災拠点としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （4）災害情報等の共有
- （5）調査・復旧に対する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）予防保全に関する情報共有
- （8）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 前条の規定に基づき協力を要請するときは、協力を要請する内容を明らかにした上で、口頭又は電話等で協力を要請することとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の規定に基づく協力に要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時等の協力を円滑に実施するために、協力に係る担当部局の名称及び連絡先を交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に相手方が企画又は立案をする防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、調印の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から文書による申出がない場合は、1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月15日

甲 山口県
山口県知事 (二井 関成)

乙 西日本高速道路株式会社
中国支社長 (角田 直行)

西日本高速道路株式会社
九州支社長 (本間 清輔)